僧団の金融業

佐 々 木 閑

本稿では、仏教サンガが行っていた金融業について、新情報をひとつ紹介する。

仏教で、金銭の保有や、あるいは金銭目的での営利活動を行うことが禁 じられていることはよく知られている。有名なヤサの十事の第十番目の項 目が金銀受納の禁止であるし、律の条文には、比丘や比丘尼が商売をする ことを禁じている項目がある。このことから、サンガがなんらかの金儲け をすることなどあり得ないというのが、従来の仏教者や仏教学者たちの共 通見解であった、とショペンは考えているようだが、そういうわけでもな い。本来の律規定ならば禁じられるべき事柄が、様々な便法(浄法)を利 用することで、実行可能となることは、少し律を学べば分かることである し、比丘や比丘尼が在家者の協力のもと、実際には貨幣経済の中でうまく 生活していたことも、多くの律に書かれている。「仏教者はかちかちの実 直者だと思ったら間違いで、こんな俗っぽいこともやっていたのだ」とい う論調で、ショペンは様々な事例を挙げてきて、その実態を我々に告げる のだが、律に関わる者としては、「そんなことは、あらためて言われなく ても分かっている。仏教サンガは、時代の変化に合わせて、世俗とのすり 合わせを行ってきたのだ。それをわざわざ殊更に取り上げる必要もなかろ う」という気持ちである。ただ、漢訳やチベット訳の律典に触れる機会の

少なかった西欧の仏教学界にとっては、ショペンの研究は新たな刺激を与 える有意義な研究といえる。

複数存在している異なる系統の律蔵文献を比較してみると、そういった 世俗的な要素を最も多く含んでいるのは根本有部律である。したがって, ショペンの研究も根本有部律を用いる場合が多い。そこに「このような世 俗的要素がある」というスタイルで、様々な特異点を紹介していくのであ る。その当然の帰結として根本有部律は、律の中でも特殊なものだという 思いが強くなる。根本有部律こそが、サンガの実態を最もよく伝える最良 の資料だということになってくるのである。確かに、情報の量から言えば、 それは正しい。他の律に比べて圧倒的に分量の多い根本有部律が、他の律 より多くの情報を保持していることは当然だからである。しかし、それは、 律資料の中で、根本有部律が最も貴重な情報源になる、ということではな い。なぜなら、成立時期の違いが問題になるからである。量が多くても、 それが新しい時代の付加的情報であり、他の律にそれが含まれていないの は、それらが古いままの状態で伝わっているからだ、ということならば、 「根本有部律は,新しい時代の仏教サンガの状況を知るための重要資料で あり、一方、それ以外の、古い状態を保持している律は、もっと古い時代 のサンガの実態を知るための最良の資料」ということになるのである。も ちろん、根本有部律の古い部分もまた、古い時代のサンガを知るために使 えるが、根本有部律のどの部分が新しくて、どの部分が古いかを知るため には、他の律と比較してみなければならない。結局は、根本有部律以外の 律を十分に活用しなければ、古い時代の仏教サンガは理解できないという ことになる。

以上の議論は、あくまで根本有部律が、他の律より成立が新しいという前提に立っているが、その点がまだはっきりしない。多量の説話類を含ん - 168 - 僧団の金融業 (佐々木閑)

でいることや、章立ての大幅な改造が行われていること、後代に用いられ ていて、それ故にチベットへ導入されたことなど、いくつか証拠はあるが、 まだ論証は不十分である。ショペンは、「律文献そのものの成立は釈迦よ りずっと後、紀元前後であり、根本有部律もその他の律もすべて、この時 代に作られた。律毎に違いがあるのは地域状況の違いによる影響である」 というが、論拠があまりに大ざっぱでとても認めるわけにはいかない。そ もそも、一本の律蔵全体が、ある一時代に作られたという前提が不自然で ある。おそらくは波羅提木叉(特に比丘波羅提木叉)が成立し、それを註 釈するかたちで経分別がつくられ、 犍度部も次第に作成されていくといっ た時代的順序を経て、律は整備されていったものと思われる。そして、そ の整備が「総合的に」完了した時期が最も新しいのが根本有部律だという のが、「根本有部律は、他の律より成立が新しい」という私の言葉の正確 な意味である。したがって、根本有部律の中に、他の律と同じ(古い)情 報が含まれるのは当然である。だが、その一方で、根本有部律には、他の 律には見いだせない独自の情報が多量に含まれている。もしそれらの情報 が、時代的に新しいものであり、しかもそういった情報が、根本有部律全 体にわたって平均的に散在しているということが示されれば、「根本有部 律は、編纂終了時期が最も遅いという意味で、他の律より成立が新しい律 である」と主張することができる。重要なのは、律蔵全体の構成が確定し た時期なのである。他の上座部系律との全体構造の違いがきわめて大きい 根本有部律の、その構造上の相違が生じた時期を確定することが重要なの である。

現段階では、様々な状況証拠により、「根本有部律が現在の構造で完成した時期は、他の上座部系の律が完成した時期よりも後だろう」と想定することはできるが、断定はできない、といった状況である。本稿では、そ 僧団の金融業 (佐々木閑) — 169 —

ういった状況を、ほんの一歩だけ先へ進めるための事実を提示する。サン ガ、あるいは比丘の、金融に関する記述である。同一の情報が、根本有部 律では律本文の中に入っているのに対して、パーリ律では、明らかに律そ のものよりも後の成立である註釈文献中に見出されるというケースである。 その記述は、サンガがかなり整備され、貨幣経済の中で活動している様子 を表しているので、釈迦時代からの古い伝統のはずはない。後の「ある時 期」からサンガが導入した活動である。したがって、それが根本有部律で は本文に記されており、パーリ律では、本文ではなく註釈文献に入ってい るということは、その「ある時期」は、根本有部律にとっては「いまだ作 成中」の時期であり、パーリ律にとっては「本文完成後」の時期というこ とになる。なお、根本有部律とパーリ律註釈を除いた、それ以外の上座部 系律に、その情報は現れない。つまり、根本有部律に現れるその情報は、
 それ以外の上座部系の律には現れず、パーリ律に対する註釈文献にだけ見 出されるということである。その伝統が導入された時期を一種のマーカー として利用するなら、それによって根本有部律の成立だけが、他の上座部 系の律より遅れているということになる。もちろん「地域的に導入時期に ずれがあり、根本有部律が用いられていた地域だけは、その制度が早く導 入されたので、作成中の根本有部律本文に組み込まれたが、その他の律の 地域では後になって導入されたため、註釈文献の段階にしか現れないの だ」と主張することも可能である(ショペンの論理に従えばそうなる)。 しかし今の場合、同じ有部系の律である『十誦律』に、その情報が現れな いということはどう説明するのか。ショペンによれば、律は皆、紀元前後 の成立とされているが、その同じ時期に、同じ有部系の律である『十誦 律』が、根本有部律ではなく、他の上座部と同じ姿になったということは、 『十誦律』の有部およびその他の上座部が活動していた地域と,根本有部

— 170 — 僧団の金融業(佐々木閑)

律を使う有部の活動地域が隔絶していたということになる。もしそういう 特殊な状況が立証されるなら、私の見解も否定されることになるが、そう いった特殊事情が明示されない限りは、ごく自然な思考に沿って、「根本 有部律だけは、成立が遅かった」と主張すべきであろう。以下、その記述 を紹介する。

根本有部律の中に「サンガが、基金を用いて金融業を営む」という記述がある。ショペンはそれを、チベット訳を基にして詳細に研究し、インドの伝統的法体系であるダルマシャーストラとの密接な関係性を明らかにし(9) た。

それは素晴らしい成果である。ここでは敢えてそれを,漢訳の方から紹介する。チベット訳に関してはショペンの論文を参照していただきたい。 以下,『根本説一切有部毘奈耶』巻二十二(大正 23巻, 743b-c)の内容 概略である。

世尊は、ヴァイシャーリーの獼猴池側重閣堂におられた。その地のリッチャヴィー族の者たちは六、七階の高さの住居を建てて住んでおり、それにならって、比丘たちのためにも六、七階の房舎を建てた。しかしそれは、時とともに崩壊していった。それを見た施主のリッチャヴィー族の者たちは「我々が生きている、この時代でさえ、このような房舎が壊れていく。我々が死んだらどうなることやら。だから我々は、基金(「無尽物」)を布施して、それを使って補修していってもらおう」と考えた。

このリッチャヴィーの申し出を聞いた比丘たちは、「世尊の定められた規則があるので、それを受け取ることはできません」と断る。比丘たちから事情を聞いた世尊は、「サンガの建物の運営のためなら、基金の布施を受けてもよい。比丘のヴィハーラは三階建て、比丘尼の場

合は二階建てとせよ」と告げられた。

そこで比丘たちは基金を受け取ったが、それを倉庫の中に置きっぱな しにしておいた。そのことを知った施主は、「それでは意味がない。 人に貸して、それで利息をとるんです」と教える。それを聞いた比丘 たちは、「世尊の定められた規則があるので、営利活動はできません」 と断る。比丘たちから事情を聞いた世尊は、「サンガのためなら、利 潤を求めてもよい」と告げられた。

基金のみならず、それを元手にして生まれた利益もまた、三宝への供養になるということで、信心あるあらゆる婆羅門や居士たちが、三宝に対して基金を布施した。

比丘たちは最初,その基金を,布施してくれた人たち自身に貸し付けたが,報酬を得る段階で争いが生じた。施主たちは,「もともと自分の物だったもので争いが起こるというのはかないません」と言うので,世尊は「布施してくれた人に貸し付けてはならない」と定める。

そこで比丘たちは、基金を金持ちに貸し付けたが、支払う段になって、 権勢を笠に着て金を返さなかった。そこで世尊は、「金持ちに貸し付 けてはならない」と定める。

そこで比丘たちは、基金を貧乏な者に貸し付けたが、返すことができなかった。そこで世尊は最終的に、貸し付けの具体的方法を定める。 それは以下のとおり。

貸した金額の倍額の担保をとる。契約書を作成し、証人を立て、日付を記し、サンガの上座の名前と、借り手の名を記録する。たとえ借り手が、五戒を受けた信心深い優婆塞であっても、担保は倍額をとる。

ショペンは、この記述に現れる種々の用語を詳細に調査し、それがダルマシャーストラの規定を受けて作成されていることを論証するのである。

- 172 - 僧団の金融業(佐々木閑)

さらには、この論文の後半において、僧院跡の考古学的形状を紹介し、ダルマシャーストラからの情報と総合することにより、「律の成立は、普通想定されている時代よりはるかに新しい。それは紀元前後である」と主張するのである。この点に関しては、別の機会に私の見解を述べたいと思うが、ここでは、「サンガが基金を使って金融業を行うことを許可する規定が根本有部律に含まれている」という事実だけに注目する。

まず最初に、根本有部律以外の律で金融がどう扱われているかを見ておく。先にも言ったように、サンガが金融を行うことを許可する規定はない。 逆に、パーリ律や『五分律』の「比丘尼犍度」では、比丘尼が金融を行う ことを禁じる規定がある。

Vinaya Piṭaka Vol. 2, p. 267 (Cullavagga X, 比丘尼犍度)

比丘らよ,比丘尼は、刺青をしてはならない(中略)<u>金融を行っ</u>てはならない(以下略)

na bhikkhave bhikkhuniyā avaṅgaṃ kātabbaṃ (中略) <u>na</u> vaddhi pavojetabbā (以下略)

ここに vaḍḍhiṃ payojeti「金融を為す」という表現が現れているが、それは、先の根本有部律におけるサンガの金融に関する箇所でも登場する表現であり、チベット訳からインド原語を復元したショペンの研究成果によって確認される。したがって、根本有部律も、パーリ律のこの記述も、間違いなく同一概念での「金融」を意味している。そしてパーリ律では、それを比丘尼が行うことを禁じており、根本有部律は、サンガが行うことを許可しているのである。

『五分律』にも、パーリ律と同じく、「比丘尼が金融を行い、仏に禁じられる」という記述がある(大正22. 190a, line 23-)。

ところでパーリ律の捨堕の19,20条(および,他の律の対応する条項) 僧団の金融業(佐々木閑) — 173 — では、比丘(個人)が、金銀による売買、貿易を行なうことを禁じている。これはすべての律に広く共通して存在する条項である。ただ、そこでは vaḍḍhiṃ payojeti という表現は全く使われない。この二条は、比丘だけ でなく比丘尼にも適用される共戒である。したがって波羅提木叉の規則として、比丘も比丘尼も、金銀による販売、貿易は禁じられていたことになる。そしてそれとは別に、パーリ律と『五分律』では、比丘尼犍度において、比丘尼が vaḍḍiṃ payojeti を為すことを禁じているのだから、それは、捨堕の二条で禁じられた行為とは別物ということになる(ただし、時代差による用語の変化があったとすると話は別)。そしてその vaḍḍiṃ payojeti の内容は、ショペンの研究により、「金融で利息を儲けること」と確定するのである。

次にサマンタパーサーディカーを見る。サマンタパーサーディカーにも、サンガが(あるいは比丘個人かも知れないが)金融を行うことを認める表現が現れているのである。

律蔵「衣犍度」を註釈する部分で、雨安居を終えた比丘が一人だけで住んでいるところへ、安居施としての衣が布施されたなら、それをどうすればよいか、という問題を、様々な衣の入手方法毎に説明していく箇所。通常ならば、安居施の衣は安居を終えた「サンガ」が受け取って、規定に沿って分配するものであるが、もしそこに比丘が一人しかいなかったなら、どうするか、という問題である。そのケースのひとつとして、その衣が「金融の担保から」あるいは「地のものから」得られたものである場合の判断である。結論は、そういう形でもらった衣であっても、それは「善く得られた物」であるから、その比丘がもらっておけばよい、とされる。もらった衣は、羯恥那衣が終了するまでの五か月間は、その比丘の所有となる。サマンタパーサーディカー p. 1130, line 13

- 174 - 僧団の金融業(佐々木閑)

その [比丘] が、雨安居をすごすために<u>金融を行い</u>、かたに取った担保 から、あるいは、地のもの(その地で直接生産されたもの)から安居施を もらったなら、すべては、「善く得られた物」である。

yam pi so vassāvāsatthāya <u>vuḍḍim payojetvā</u> ṭhapitaupanikkhepato vā tatruppādato vā vassāvāsikam gaṇhāti, sabbam suggahitam eva hoti.

ここには2つのケースが並列で示されている。初めが「金融の担保として取ってあるものからもらう」場合、もうひとつが「地のもの (tatruppāda) からもらう」場合である(「地のもの」の意味については注を見よ)。

問題は、一体誰が金融を行うのかという点である。ここの文章の主語は so であるが、直前の文章の流れからみて、この so は、そこにいる、安居 を終えた一人の比丘を指すものと思われる。したがって、金融の担保とし てとってあるものから衣をもらうのは、「その一人の比丘」である。しか しながら、金融を行って担保を取ったのも、その一人の比丘であるかどう かは確定しない。つまり、以下のような 2 つの読みが可能なのである。

- (1) その一人の比丘(so)が、(彼自身が)雨安居のために金融を行っていて、その際に預かっていた担保から、安居施をもらう。
- (2) その一人の比丘(so)が、(サンガが)雨安居のために金融を行っていて、その際に預かっていた担保から、安居施をもらう。
- (1)ならば、安居のために金融を行うのは、その比丘個人ということになるし、(2)なら、安居のための金融を行っていたのはサンガだが、たまたまその年はそこに一人しか比丘がいなかったので、その比丘一人が、担保として取ってあった物品から、安居施をもらう、ということになる。比丘が一人で、安居に備えて金融を営むというのは、いくら世俗化が進んだ状態

であっても考えにくい。(2)の方が状況としては納得できるが、明確に決定することはできない。しかし比丘個人にしろサンガにしろ、とにかく、僧団の関係者が、安居という公の行事のために、金融を行っていたことは間違いない。しかもそれは、担保を取るという形の、制度化された形態であったことがわかる。

状況をまとめておく。すべての律に共通する項目として、比丘や比丘尼 が営利行為を行うことは禁じられている。一方、この規則とは別個に、パ ーリ律および『五分律』の比丘尼犍度では、比丘尼が「金融」を営むこと が禁じられる。この場合の「金融を営む(vuddim pavoietvā)」というイ ンド語は、ショペンの研究からも分かるように、ダルマシャーストラに関 連したものだと推測される。それを比丘尼が行うことが、パーリ律と『五 **分律**』では禁じられているのである。一方. 根本有部律では、その同じ金 融を「サンガが造営のために行うこと」は許されている。ここで注意すべ きは、その根本有部律の話の中で、「もともと金融を行うことは世尊によ って禁じられていたのだが、状況の変化により、その禁令が解かれて、特 定の条件付きで許されることになった」というストーリーが示されている という点である。「禁じられていたものが、新たに許されて、今の規則が できた」と根本有部律自身が認めているのである。そして、パーリ律の注 釈書であるサマンタパーサーディカーには、サンガが(あるいは比丘が)、 安居を過ごすという目的のために、担保をとるかたちでの金融を行ってい たことが記されている。もちろんそれは、許される行為として語られてい る。

以上の流れを見るなら、ダルマシャーストラにおける規則事項としての 金融制度が発展してきた段階で、仏教内に一旦はそれを禁じる動きが起こ り、やがてそれが、「公共の目的のためならよい」という条件付きで許さ -176 - 僧団の金融業(佐々木閑) れるようになっていった」という過程が想定される。そして、その最後の 段階が、根本有部律と、サマンタパーサーディカーに共通してみられるこ とから、両者の時代を横並びに置けば、必然的に、パーリ律や『五分律』 の成立時期は、それより前ということになる。

もちろん,不明な点も残っている。たとえば、パーリ律や『五分律』において、なぜ比丘尼にだけ金融が禁じられているのか、あるいは根本有部律では「造営のためだけ」に許されていた金融が、パーリ律では「雨安居のため」とされている。この違いは何を意味するのか、といった問題である。現段階で答は見いだせない。ただ、ショペンが仏教サンガの状況を知る上できわめて重要だと考え、しかも根本有部律にのみ存在すると考えていた、サンガ内での金融が、サマンタパーサーディカー時代(あるいはその基となった古註釈時代)に認められていたという事実は、律の成立史を考えるうえでの意味ある一情報として利用できると考えている。

註

- (1) 平川彰『律蔵の研究』, 1960, pp. 699-733(『平川彰著作集』第10巻に再録); 平川彰『二百五十戒の研究 II』(『平川彰著作集』第15巻), 1993, pp. 331-391 (捨堕法の第18, 19, 20条)。
- (2) Gregory Schopen, "Doing Business for the Lord: Lending on Interest and Written Loan Contracts in the *Mūlasarvāstivāda-Vinaya*," *JAOS*, 114. 4, 1994, pp. 527—554. (論文集 *Buddhist Monks and Business Matters*, Honolulu 2004, pp. 45—90に再録);
 - Gregory Schopen, "The Good Monk and His Money in a Buddhist Monasticism of "the Mahāyāna Period", *The Eastern Buddhist*, 32-1, 2000, pp. 85-105. (論文集 *Buddhist Monks and Business Matters*, Honolulu 2004, pp. 1-18に再録)。
- (3) 浄法に関しては、山極伸之が最先端の研究を続行中である。
- (4) もちろん、ショペンを筆頭に、根本有部律を律の中でも成立の古いものだとい考える仏教学者も多い。

- (5) 根本有部律の出家事と破僧事に関して、それが本来は他の上座部系律と同じ形態であったものが、大幅な改変によって異なる構造へと人為的に変えられたことは、筆者がすでに論証した。佐々木閑「『根本説一切有部律』に見られる仏伝の研究」『西南アジア研究』、第24号、1985、pp. 16—34。
- (6) Gregory Schopen, "The Monastic Ownership of Servants or Slaves: Local and Legal Factors in the Redactional History of Two *Vinayas*," *JIABS* 17. 2, 1994, pp. 145—173. (論文集 *Buddhist Monks and Business Matters*, Honolulu 2004, pp. 193—218 に再録)。
- (7) この点に関しては、現在『仏教研究』誌上に、アディカラナをキーワードとした研究成果を発表中である。佐々木関「律蔵の中のアディカラナ 1」、『仏教研究』、第35巻、2007、pp. 135—193;同「律蔵の中のアディカラナ 2」、『仏教研究』、第36巻、2008、pp. 135—166;同「律蔵の中のアディカラナ 3」、『仏教研究』、第37号、2009、pp. 141—189。
- (8) もちろん、『摩訶僧祇律』の構造上の特異性を調査することの意味もそこ にある。これに関しては、現在アディカラナをマーカーとして、調査を続行 中である。
- (9) 註(2)に示した Schopen 論文。
- (II) ショベンの論文で紹介されているチベット訳では、末尾にある貸し付け方法の内容に若干の相違がある。それによると、「貸した金額の倍額の担保をとる。印が押され、証人が立ち会ったかたちでの契約書を作成したうえで基金を貸す。その契約書には、年月日、サンガの上座の名前、サンガの管理責任者の名前、借り手の名前、元本と利息を記録しなければならない。そして、倍額の担保は、五戒を受けた信心深い優婆塞の手元に保管する」となっている。
- (11) 註(2)に示した Schopen 論文。
- (12) これに対して、サマンタパーサーディカーはなにも註釈しない。その前後 の句に関しては註をつけているのに、ここだけとばす形になっている (p. 1293, line 28)。
- (13) 漢訳では「出息する」と表現される。
- (14) 平川彰『比丘尼律の研究』(『平川彰著作集』第13巻), 1998, pp. 315—316。
- (15) 「地のもの」(tatruppāda) のサマンタパーサーディカーにおける用例は p. 681, 1070, 1107, 1124, 1130, 1228, 1271, 1405ff. 意味は「地のもの」, つまり, 商売で買ってくるのではなく, 地でとれた, あるいは地でつくられたものが, そのまま施物として運ばれてくるのを指す。サマンタパー
- 178 僧団の金融業(佐々木閑)

サーディカー1107ページの記述が理解に役立つ。 羯恥那犍度の一節である。 Vinaya 本文に「そこにおける,衣の発生」(tattha cīvaruppādo) とあるのを,サマンタパーサーディカーは,「その,羯恥那を広げた界において,死人の衣であれ,サンガを指名して与えられたものであれ,サンガに属する,地のものとして(saṅghikena tatruppādena)運び込まれたもの(ābhata)物であれ,なんらかの形で,「サンガに属する衣」が発生したなら,それは,彼らのものになる,という意味である」とする。さらに ṭīkā Vol. 3,p. 283,line 8—9では,「地のものとして運び込まれた物(tatruppādena ābhataṃ)とは,精舎の所有物として(vihārasantakena),畑地などから,持ってこられた物である」と注をつける。

本稿は平成20年度科学研究費補助金(基盤研究(C))の成果である。